

令和6年度

いじめ防止等のための基本的な方針

長野県須坂東高等学校

【目次】

一 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	3
1 いじめ防止等の対策の目指す方向	3
2 いじめとは	3
(1) いじめの認知	3
(2) 見えにくいいじめ	3
(3) いじめの背景	4
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	5
(4) 学校と家庭や地域、関係機関との連携	5
二 いじめ防止等のための取組	5
1 「いじめ防止対策委員会」の設置	5
2 いじめ防止等の取組	6
(1) 未然防止の取組	6
ア いじめの起きにくい学校、学級づくり	6
イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知	6
ウ 生徒の主体的活動の活用	6
(2) 早期発見の取組	6
ア 日常活動を通した早期発見	6
イ 相談体制の充実	7
ウ アンケートやチェックリストの活用	7
(3) いじめへの対応	7
(4) ネット上のいじめへの対応	7
(5) その他	7
ア 教員が生徒と向き合う時間の確保	7
イ 学校評価や教員評価の取扱い	8
(6) 重大事態への対応	8
ア 重大事態発生時の報告	8
イ 初期対応	8
ウ 事実関係を明確にするための調査を行う	9
エ 調査の実施	9
オ 自殺の背景調査における留意事項	9
カ 調査結果の提供及び報告	9
キ その他の留意事項	10
(7) いじめ防止等の取り組みの年間計画	10

いじめ防止等のための基本的な方針

長野県須坂東高等学校

一 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめ防止等の対策の目指す方向

本校生徒のほとんどは、素直さ明るさを持ち学校生活を送っている。しかし、時に自分の行動がいじめにつながることに気付かなかったり、少なからずいじめにつながる気持ちが生じてしまう場合も考えられる。

本校では「未然防止」に最大の力を注ぎ、「早期発見」「適切な対応」についても全力で取り組んでいく。

- (1) 教職員が自らの人権感覚を磨くとともに、すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようになるとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- (2) 生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3) 生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努める。
- (4) いじめが起きたときは、いじめられた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

2 いじめとは

(1) いじめの認知

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、上記「いじめ防止対策推進法」第2条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行う。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要である。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけることが重要である。

(2) 見えにくいいじめ

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視、喧嘩などである。これらは行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的によくあるトラブルである。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつづり、精神的に追い込まれていくことがある。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為として取り扱われるべきものにエスカレートしていく危険性もある。

いじめは、大人の目につきにくくに行われることが多いため、気づかず見過ごしてしまったり、気づいても些細なけんか、ふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃して

しまったりすることもある。さらに、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている生徒もあり、自分からいじめを訴えないこともある。

いじめを受けた生徒や周囲の生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが必要である。

(3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合がある。

- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていない。
- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

そのため、生徒を取り巻く状況等を多方面から探り、気持ちを読み取るようにすることが必要である。そうすることが日常的な未然防止にもつながる。

また、生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる事案が近年増加傾向にある。インターネット上のいじめへの対策も急務である。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめを防止するためには、まずは本校において、いじめから生徒達を守るという強い決意を持って正面から取り組む必要がある。教職員一人一人が身近にいる生徒をしっかりと見守るとともに、本校の基本方針に沿って、校長のリーダーシップのもと、組織的な取り組みを推進する。特に本校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置いたいじめの起こりにくい学校づくりを進める。

- ・生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい者は一人もいない」ことや、命の尊さについて教育活動の多方面から理解を促す。
- ・生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ・生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
- ・生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

(2) いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携して生徒を見守り、いじめを見逃さないようにするために、次のことを大切にして、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をすることが必要である。

- ・「いじめは見えにくい」ということを認識し、生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
- ・定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ・相談しやすい環境をつくるために、教職員と生徒・保護者の信頼関係の構築をはかるとと

- もに、生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。
・地域に開かれた学校づくりを進める。

(3) いじめへの対処

- 下記の点について年度当初に必ず毎年確認をし、適切な対処ができるよう心がける。
- ・いじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込みず、速やかに組織的対応をする。
 - ・いじめ対応マニュアルの充実を図り、毎年見直しをする。
 - ・関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておく。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関との連携

- ・いじめ問題への対応について保護者の理解と協力が得られるよう、日頃から顔の見える関係づくりをしておく。
- ・必要に応じて心理や福祉の専門家に助言を求め、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携を図る。

二 いじめ防止等のための取組

1 「いじめ防止対策委員会」の設置

複数の教職員を主に、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめ防止対策委員会」を中心として、下記のようないじめ防止等の取組を実効的に行う。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図る。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- 学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- 生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核。
- 必要に応じて、学級担任、部活動顧問等の参加や外部専門家（SC、SSW、警察等）の助言。

(1) 構成員と役割

教頭	……全体の統括・涉外
教務主任	……年間計画の作成（調整）・検証
生徒指導主事	…個別のいじめ事案への対応
養護教諭	……いじめ事案への対応・相談窓口
教育相談係主任	…いじめの相談窓口・情報の収集と記録
学年主任	……各学年の取組・個別事案の対応

※必要があれば、以上のメンバーに加え、教育委員会指導主事・スクールカウンセラー・当該生徒に関わる担任及び部活動顧問・生徒指導係等が参加する。また専門的助言が必要になる場合には、校長から依頼された外部専門家を加える場合もある。

※いじめ防止等対策組織の運用にあたっては「黙秘義務」について考えなければならない。いじめ事案への対応にあたっては、生徒の個人情報にかなり踏み込むことになるため、特に外部専門家に助言を依頼する際には、その点について確認しておく。

※すべての会議において構成員全員が集まる必要はない（必要に応じて、緊急的な「組織」、拡大的な「組織」といった形で構成員を限定したり増やしたりすることもある）。

2 いじめ防止等の取組

(1) 未然防止の取組

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

(ア) 日々の授業の充実

- ・「主体的、対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容。
- ・「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳の学習の工夫。

(イ) 生徒が主体的に取組む活動の位置づけ

- ・相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定。
- ・生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。

(ウ) 体験活動の充実

- ・生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫。
- ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。

(エ) 職員の研修

- ・教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開。特に以下に挙げる生徒については、日常的に生徒の特性や環境を踏まえた支援ができるよう、専門家の助言を得ながら研修を実施する。①発達障がいを含む障がいのある生徒 ②外国につながる生徒 ③性同一障がいや性的指向・性自認に係わる生徒、④災害等による避難生徒 ⑤その他、学校として時に配慮が必要な生徒
- ・いじめの防止等のスキルアップを図る研修、生徒の理解等についての研修を実施。

イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

- ・「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え方、取組等の保護者や地域への発信。文面での啓発や全校集会、PTAの会合、学年、クラス等での周知。
- ・人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。
- ・保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定。

ウ 生徒の主体的活動の活用

生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援。

(2) 早期発見の取組

教職員は、日頃から生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努める。また、いじめの可能性がある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、一人で判断することなく、「いじめの防止等の対策のための組織」や学年会などと情報を共有し、複数で判断する。

ア 日常活動を通した早期発見

- ・生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- ・日記や生活記録等を通した対話による生徒の気持ちの変化の把握。
- ・学年会や教科会での情報交換。
- ・相談箱設置など、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

イ 相談体制の充実

- ・生徒へのいじめ相談窓口(校内担当職員や養護教諭)の周知、外部相談窓口の周知(子ども支援センター、学校生活相談センター、チャイルドライン、SNS)生徒相談室への職員の常駐など、担任のみならずいつでもだれにでも相談できる相談体制の工夫。
- ・スクールカウンセラーの積極的な活用。
- ・面接週間の活用による、すべての生徒との計画的な相談実施。
- ・校内の「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とした確実な情報共有。

ウ アンケートやチェックリストの活用

- ・全校で取り組むアンケートを年間3回計画。面談実施。
- ・チェックリストを活用しての早期発見(随時)。

(3) いじめへの対応

いじめを受けた生徒やいじめを発見し知らせてくれた生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」を中心とした組織的対応をする。そのため、「いじめ対応マニュアル」の充実を図り、全職員が組織的対応の仕方を共通理解しておく。

- 見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解。
- 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定。
- 全体像の把握(事実確認)…いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聞き取り、事実関係の整理(いじめの構造)、保護者との連携等のポイントの共通理解。
- いじめられた生徒、保護者への支援…必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置(別室での学習等)、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、生徒に寄り添い支える体制づくり等。
- いじめた生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聞き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続(いじめてしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導)、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていくようなかかわりの継続等。
- いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解。
- 学校の設置者(教育委員会)への報告。保護者への連絡と連携した支援・指導。
- 必要に応じて、関係機関(警察、児童相談所等)との連携体制構築。
- いじめの解消。(少なくとも3ヶ月止んでいる、被害生徒が心身の苦痛を感じない)

(4) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、研修等をとおして情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備する。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ・生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

(5) その他

ア 教員が生徒と向き合う時間の確保

教員が生徒と向き合い共に過ごす時間を放課後に確保するため、係会・教科会・担任会等の会議をできる限り空き時間に設定する。

イ 学校評価や教員評価の取扱い

- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取り組みに係わる達成目標を設定し、取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・教員評価で、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

(6) 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要である。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。	○児童生徒が自殺を企図した場合	○身体に重大な傷害を負った場合
	○金品等に重大な被害を被った場合	○精神性の疾患を発症した場合
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。		
○年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連續して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査		
※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合		

ア 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」『いじめ対応マニュアル』（別紙）にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・速やかに「いじめ防止対策委員会」を中心とし、対応チームを組織。
- ・関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導。
- ・関係機関（警察・医療・消防・教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制の構築。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

学校または学校の設置者（教育委員会）は、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

（ア）調査委員会の設置

学校は速やかに教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

- ・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定した上で設置する。
- ・調査の母体は「いじめ防止対策委員会」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
- ・その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

（イ）組織の構成

- ・公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、進んで資料提供・調査協力するなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

（ア）いじめられた生徒からの聞き取り

- ・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聞き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

（イ）いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

（イ）調査結果の報告

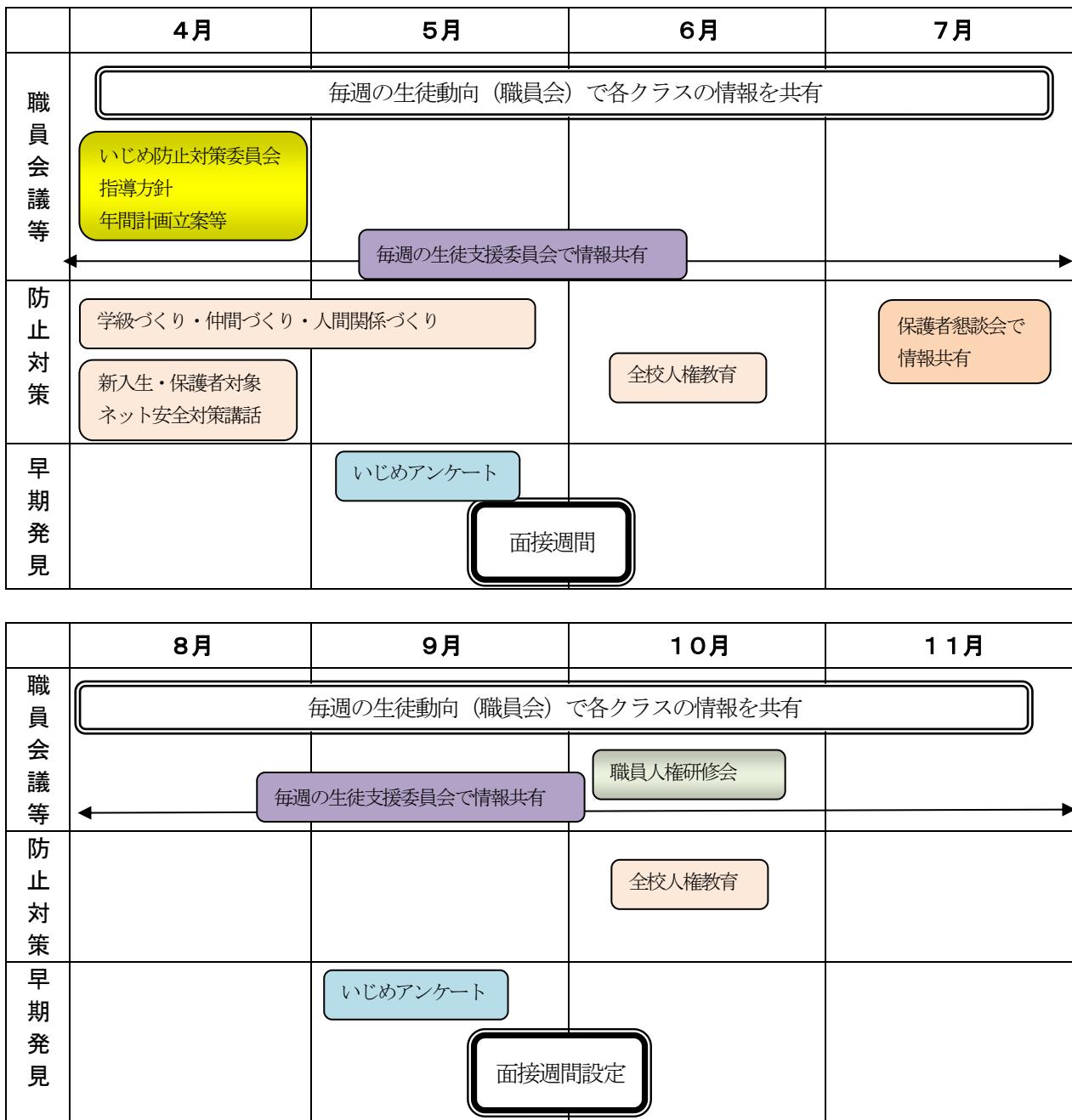
調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(7) いじめ防止等の取組の年間計画



	12月	1月	2月	3月
職員会議等		毎週の生徒動向（職員会）で各クラスの情報を共有		いじめ防止対策委員会 年間反省・年間評価
		毎週の生徒支援委員会で情報共有		
防止対策	保護者懇談会で 情報共有			新入生事前準備
早期発見	いじめアンケート	面接週間設定		

＜参考資料＞

- ・いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定平成25年10月11日）
- ・学校いじめ防止等のための基本的な方針作成例（教学指導課心の支援室）
- ・生徒指導リーフ（国立教育政策研究所）
- ・教育委員会月報平成25年12月号